

委員会からのお知らせ**第252回食品安全委員会議事概要****■第252回食品安全委員会会合結果■****【農薬】**

日時:平成20年8月28日(木) 14:00 ~ 15:11

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:9名

議事概要:**(1) 農薬専門調査会における審議状況について**

1)「クロラントラニプロール」に関する意見・情報の募集について

2)「プレチラクロール」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)殺虫剤で、水稻、りんご等への新規農薬登録申請、及びばれいしょ、ほうれんそう、なし等へのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

2)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について**○農薬**

1)アセタミプリド

・事務局から説明。

・「アセタミプリドの一日摂取許容量(ADI)を、0.071mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

2)チアゾピル

・事務局から説明。

・「チアゾピルの一日摂取許容量(ADI)を、0.0072mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

3)メタフルミゾン

・事務局から説明。

・「メタフルミゾンの一日摂取許容量(ADI)を、0.12mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、かんきつ、はくさい、茶等に使用します。

2)除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。

3)殺虫剤で、はくさい、キャベツへの新規農薬登録申請がされています。

1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3) 食品安全モニターからの報告(平成20年7月分)について

・食品安全モニターから7月中に報告された35件について事務局から報告。